



低圧電気料金メニュー

第1条 適用

当社の電気料金メニュー（以下「料金メニュー」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯、小型機器または動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニューに定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニューにおいて、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月末日までの期間、2月1日から4月末日までの期間、3月1日から5月末日までの期間、4月1日から6月末日までの期間、5月1日から7月末日までの期間、6月1日から8月末日までの期間、7月1日から9月末日までの期間、8月1日から10月末日までの期間、9月1日から11月末日までの期間、10月1日から12月末日までの期間、11月1日から翌年の1月末日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

2. 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

3. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

4. 他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

第3条 料金メニューの変更

1. 当社は、料金メニューを変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニューに定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニューによります。

第4条 契約種別

1 : e-ファミリープラン (契約電流式)

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるに該当するものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙 3 (一般送配電事業者ごとの標準周波数) に定めるとおりといたします。

(3) 契約電流

契約電流は 20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めま

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙5 (低圧電気料金単価表) にて定める基本料金、電力量料金および別紙1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2 (燃料費調整) 別表A (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙2 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間1月につき別紙5 (低圧電気料金単価表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって別紙5 (低圧電気料金単価表) 1. のとおり算定いたします。

(5) 付帯割引 (LP ガスセット割引)

e-ファミリープランが適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社とお客さまとで締結する「LP ガス供給契約書」に基づき当社がお客さまに販売する LP ガスの毎月のガス代金から、当社がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの検針請求書により個別にお知らせする金額を割引くものとします。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申し出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申し出を承諾した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (イ) 2016 年 5 月 1 日以降、新規で当社との LP ガス供給契約に基づき LP ガスの供給を開始し、かつ本契約期間中（本約款第 25 条第 2 項に基づき、本契約が継続された場合も含まれます。）継続して当社から LP ガスの供給を受けているお客さまであること。
- (ロ) お客さまの LP ガスの需要場所が、戸建住宅（借家及び集合住宅の場合を除く）であること。
- (ハ) お客さまの電気の需要場所が、LP ガス供給契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまと LP ガスの供給契約の契約者が同一であること。
- (ニ) 当社から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。
- (ホ) その他、別途当社が LP ガス供給契約（以下、本条においてはこれに関連してお客さまに交付する供給条件に関する書面等を含む）において定める適用条件に合致しているお客さまであること。

(b) 適用廃止

LP ガスセット割引を適用されているお客さまが、LP ガスセット割引の適用条件を満たさないことが判明した場合、または当社が LP ガス供給契約において別途定める適用廃止条件または契約解除事由に合致した場合には、割引の適用を廃止いたします。なお、その場合の運用廃止日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(6) 付帯割引 (ガス機器セット割引)

e-ファミリープランが適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社とお客さまとで締結する「契約書に基づき当社がお客さまにリースを行うガス機器（以下「ガス機器等」といいます。）の毎月のリース代金から、お客さまに対して別途当社が定める金額を割引くものとします。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申し出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申し出を承諾した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (イ) 別途当社が定めるガス機器等キャンペーン期間中に、当社と当社が指定するガス機器等のリース契約を締結したお客さまであること。
- (ロ) お客さまのガス機器等の需要場所が、LP ガス供給契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスまたはガス機器等の供給契約の契約者が同一であること。
- (ハ) 当社と直接「LP ガス供給契約」を締結しているお客さまであること。
- (ニ) その他、当社が別途ガス機器等キャンペーンにおいて定める適用条件を満たすお客さまであること。

(b) 適用廃止

ガス機器セット割引を適用されているお客さまが、ガス機器セット割引の適用条件を満たさないことが判明した場合、または当社がガス機器等キャンペーンにおいて別途定める適用廃止条件に合致した場合には、割引の適用を廃止いたします。なお、その場合の適用廃止日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

2: e-ビジネスプラン F (契約容量式)

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとします。ただし、供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙3（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。

(3) 契約容量

【主開閉器】

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

・ 単相の場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）/1000 ※単相三線式の場合は200Vとします

・ 三相の場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732/1000

【負荷設備】

契約容量は、以下のとおりお客さまの現在の契約負荷設備容量により、別途一般送配電事業者が定める所定の係数に基づき算定します。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙5（低圧電気料金単価表）2.のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって別紙5（低圧電気料金単価表）2.のとおりで算定いたします。

(5) 付帯割引 (LP ガスセット割引)

e-ビジネスプラン F が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社とお客さまとで締結する「LP ガス供給契約書」に基づき当社がお客さまに販売する LP ガスの毎月のガス代金から、当社がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの検針請求書により個別にお知らせする金額を割引くものとします。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申し出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申し出を承諾した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (イ) 2016 年 5 月 1 日以降、新規で当社との LP ガス供給契約に基づき LP ガスの供給を開始し、かつ本契約期間中（本約款第 25 条第 2 項に基づき、本契約が継続された場合も含まれます。）継続して当社から LP ガスの供給を受けているお客さまであること。
- (ロ) お客さまの LP ガスの需要場所が、戸建住宅（借家及び集合住宅の場合を除く）であること。
- (ハ) お客さまの電気の需要場所が、LP ガスの供給契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまと LP ガスの供給契約の契約者が同一であること。
- (ニ) 当社から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。
- (ホ) その他、別途当社が LP ガス供給契約において定める適用条件に合致しているお客さまであること。

(b) 適用廃止

LP ガスセット割引を適用されているお客さまが、LP ガスセット割引の適用条件を満たさないことが判明した場合、または当社が LP ガス供給契約において別途定める適用廃止条件に合致した場合には、割引の適用を廃止いたします。なお、その場合の適用廃止日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(6) 付帯割引 (ガス機器セット割引)

e-ビジネスプラン F が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社とお客さまとで締結する「契約書に基づき当社がお客さまにリースを行うガス機器（以下「ガス機器等」といいます。）の毎月のリース代金から、お客さまに対して別途当社が定める金額を割引くものとします。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申し出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申し出を承諾した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (イ) 別途当社が定めるガス機器等キャンペーン期間中に、当社と当社が指定するガス機器等のリース契約を締結したお客さまであること。
- (ロ) お客さまのガス機器等の需要場所が、LP ガスの供給契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスまたはガス機器等の供給契約の契約者が同一であること。
- (ハ) 当社と直接 LP ガス供給契約を締結しているお客さまであること。
- (ニ) その他、当社が別途ガス機器等キャンペーンにおいて定める適用条件を満たすお客さまであること。

(b) 適用廃止

ガス機器セット割引を適用されているお客さまが、ガス機器セット割引の適用条件を満たさないことが判明した場合、または当社がガス機器等キャンペーンにおいて別途定める適用廃止条件に合致した場合には、割引の適用を廃止いたします。なお、その場合の適用廃止日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

3 : e-パワーユースプラン F (契約電力式)

(1) 適用条件

低圧で電気の供給をうけて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用致します。

(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、原則として契約電流(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙 3 (一般送配電事業者ごとの標準周波数) に定めるとおりといたします。

(3) 契約電力

【主開閉器】

契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

・ 単相の場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) / 1000 ※単相三線式の場合は 200V とします

・ 三相の場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 / 1000

【負荷設備により定める場合】

契約電力量は、お客さまの契約負荷設備容量により、別途一般電気事業者が定める所定の係数を乗じて算定します。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を下回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 2 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合は、別紙 2 (燃料費調整) 3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 5 (低圧電気料金単価表) 3. のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって別紙 5 (低圧電気料金単価表) 3. のとおり算定いたします。

(5) 付帯割引 (LP ガスセット割引)

e-パワーユースプラン F が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社とお客さまとで締結する「LP ガス供給契約書」に基づき当社がお客さまに販売する LP ガスの毎月のガス代金から、当社がお客さまに対して毎月送付する LP ガスの検針請求書により個別にお知らせする金額を割引くものとします。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申し出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申し出を承諾した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (イ) 2016 年 5 月 1 日以降、新規で当社との LP ガス供給契約に基づき LP ガスの供給を開始し、かつ本契約期間中（本約款第 25 条第 2 項に基づき、本契約が継続された場合も含みます。）継続して当社から LP ガスの供給を受けているお客さまであること。
- (ロ) お客さまの LP ガスの需要場所が、戸建住宅（借家及び集合住宅の場合を除く）であること。
- (ハ) お客さまの電気の需要場所が、LP ガス供給契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまと LP ガス供給契約の契約者が同一であること。
- (ニ) 当社から導管供給システム（簡易ガス）によりガスの供給を受けているお客さまでないこと。
- (ホ) その他、別途当社が LP ガス供給契約において定める適用条件に合致しているお客さまであること。

(b) 適用廃止

LP ガスセット割引を適用されているお客さまが、LP ガスセット割引の適用条件を満たさないことが判明した場合、または当社が LP ガス供給契約において別途定める適用廃止条件に合致した場合には、割引を廃止いたします。なお、その場合の適用廃止日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

② 付帯割引 (ガス機器セット割引)

e-パワーユースプラン F が適用されているお客さまのうち、次の適用条件に該当する場合には、当社とお客さまとで締結する「契約書に基づき当社がお客さまにリースを行うガス機器（以下「ガス機器等」といいます。）の毎月のリース代金から、お客さまに対して別途当社が定める金額を割引くものとします。

(a) 適用条件

次のいずれにも該当するお客さまの申し出を当社が承諾した場合に割引を適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申し出を承諾した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (イ) 別途当社が定めるガス機器等キャンペーン期間中に、当社と当社が指定するガス機器等のリース契約を締結したお客さまであること。
- (ロ) お客さまのガス機器等の需要場所が、LP ガスの供給契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスまたはガス機器等の供給契約の契約者が同一であること。
- (ハ) 当社と直接 LP ガス供給契約を締結しているお客さまであること。
- (ニ) その他、当社が別途ガス機器等キャンペーンにおいて定める適用条件を満たすお客さまであること。

(b) 適用廃止

ガス機器セット割引を適用されているお客さまが、ガス機器セット割引の適用条件を満たさないことが判明した場合、または当社がガス機器等キャンペーンにおいて別途定める適用廃止条件に合致した場合には、割引の適用を廃止いたします。なお、その場合の適用廃止日は、適用条件を満たさないことが判明した日の直後のガスの検針日または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

第5条 日割計算

当社は、お客さまが本契約にもとづく電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。

- (1) 当社は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）第1項(1)号、同(2)号または第(3)号もしくは同(4)号または第2項(1)号、同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。
 - (a) 基本料金は、別紙4（日割計算の基本算式）1.(1)により日割計算をいたします。
 - (b) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別紙4（日割計算の基本算式）1.(3)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別紙4（日割計算の基本算式）1.(2)により日割計算をいたします。
 - (c) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別紙4（日割計算の基本算式）1.(4)により算定いたします。
 - (d) 前各号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 本約款第13条（料金の算定および算定期間）第1項(1)号または第2項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。
また、本約款第13条（料金の算定および算定期間）第1項(2)号または第2項(1)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

附 則

この料金メニューの実施時期

この料金メニューは、2019年10月1日より実施します。

別紙 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の使用電力量とします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とし、以下本別紙 2 において同様とします。）からその翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2. の使用電力量に上記 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記 4. によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

別紙2 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表（燃料費調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準平均燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準平均燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準平均燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

なお、燃料費調整における上限値及び下限値の設定は致しません

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し別表 B（燃料費調整単価適用期間）のとおり適用します。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 A に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表 A : 燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0053
	β	0.1861
	γ	1.0757
基準平均燃料価格		27,400
基準単価 (1 キロワット時につき)		0.136

別表 B : (燃料費調整単価適用期間)

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間 (6 月分)
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間 (7 月分)
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間 (8 月分)
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間 (9 月分)
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間 (10 月分)
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間 (11 月分)
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間 (12 月分)
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間 (翌年 1 月分)
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間 (翌年 2 月分)
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間 (翌年 3 月分)
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間 (翌年 4 月分)
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間 (翌年 5 月分)

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

別紙3 一般送配電事業者ごとの標準周波数

一般送配電事業者	標準周波数
北海道電力株式会社	50 ヘルツ
東北電力株式会社	50 ヘルツ ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は 60 ヘルツ
東京電力パワーグリッド株式会社	50 ヘルツ ただし、群馬県の一部は 60 ヘルツ
中部電力株式会社	60 ヘルツ ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ
北陸電力株式会社	60 ヘルツ
関西電力株式会社	60 ヘルツ
中国電力株式会社	60 ヘルツ
四国電力株式会社	60 ヘルツ
九州電力株式会社	60 ヘルツ

別紙 4 日割計算の基本算式

1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金、または最低月額料金を日割りする場合

1月の該当料金×(日割り計算対象日数/前回検針日が属する暦日数)

(2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

各段階料金適用電力量 = 各段階の閾値×(日割り計算対象日数/前回検針日が属する暦日数)

算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記 1.(1)および(2)にいう前回検針日が属する暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします。

(1) 電気の供給を開始した場合

供給開始日の属する月の暦日数といたします。

(2) 本契約が終了した場合

本契約の終了日(解約または解除日を含みます)が属する月の暦日数といたします。

3. 1.から 2.にいう検針日は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量日と読み替えて適用します。

低圧電力料金単価表

1. 標準メニュー（契約電流式） e-ファミリープラン

- (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要家様に適用いたします。
- (2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
- (3) 契約容量 20A以上～60A以下
- (4) 契約条件 上記条件の範囲に該当する契約について、以下の単価にて供給致します。

基本料金	単位	料金単価		
契約容量	10Aあたり	297円00銭		
電力量料金		20アンペア	30アンペア	40アンペア以上
最初の120kWh時までの1kWhにつき		17円45銭	17円45銭	17円45銭
120kWh時をこえ300kWh時までの1kWhにつき		23円05銭	22円36銭	21円21銭
300kWh時をこえる1kWhにつき		26円04銭	25円26銭	23円96銭

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます

2. 標準メニュー（契約容量式） e-ビジネスプランF

- (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要家様に適用いたします。
- (2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
- (3) 契約容量 6kVA以上～50kVA以下
- (4) 契約条件 お客さまとの協議によって下記単価からの値引き金額を決定いたします。

基本料金	単位	料金単価
契約容量	1kVAあたり	297円00銭
電力量料金		KWh
最初の120kWhまで		23円05銭
120kWh超過		23円05銭
300kWh超過分		23円05銭

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます

3. 標準メニュー（契約電力式） e-パワーユースプランF

- (1) 適用条件 低圧で電気の供給を行い、動力を使用するお客様に適用します。
- (2) 供給方式 供給電圧、周波数については料金メニュー表を参照
- (3) 契約電力 1kW以上50kW未満
- (4) 契約条件 お客さまとの協議によって下記単価からの、値引き金額を決定いたします。

基本料金	単位	料金単価
契約電力	1kWあたり	1,012円00銭
電力量料金		他季
単価	夏季	15円42銭

※上記料金単価は消費税相当額（10%）を含みます。